

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部開発調整課 No.007

処 分 名	許可に基づく地位の承継
処 分 の 概 要	開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権、その他当該開発者に関する工事を施工する権原を取得した者が、開発許可に基づく地位を承継するためには市長の承認を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	都市計画法（昭和43年法律第100号）第45条
審 査 基 準	<p>開発許可を受けた者が有する当該開発許可に基づく地位の承継は、次のいずれにも該当する場合に承認する。</p> <p>1. 地位の承継をする者は、開発許可を受けた者から次の権原を取得していること。</p> <p>（1）開発許可を受けた者が開発区域内の土地の所有権又は所有権以外の権原を有している場合は、当該権原。</p> <p>（2）開発許可を受けた者が開発区域内の土地の所有権又は所有権以外の権原を有する者から開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の施行について同意を得ている場合は、当該同意に基づく権原。</p> <p>2. 地位の承継に係る開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為で開発区域の規模が1ヘクタール未満のもの以外の開発行為であるときは、地位の承継をする者は、次のいずれにも該当すること。</p> <p>（1）当該開発行為を行うために必要な資力を有すること。</p> <p>（2）前年度の所得税（法人にあたっては法人税）が納税期限までに納税されていること。</p> <p>（3）過去の事業実績等を勘案して、当該開発行為を行う能力を有していると認められること。</p>
標準処理期間	13日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階開発調整課窓口への提出
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	<p>■都市計画法</p> <p>法第45条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施工する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。</p>